

# 令和6年度分市民税・県民税申告書の書き方

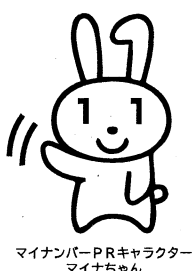
広島市

市民税・県民税申告書（以下「申告書」といいます。）や医療費控除の明細書など、申告に必要な様式は、広島市ホームページにも掲載しています。分離課税の譲渡所得又は山林所得等がある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」（以下「分離課税等用申告書」といいます。）も併せて提出してください。

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)  
 暮らし・手続き>税金>市税の届出・申告>市税の届出・申告様式等ダウンロードファイル一覧  
 ■ページ番号でさがす 1939

## I マイナンバー（個人番号）の記載について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続を効率化し、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。これにより、申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

添付又は提示する書類		*郵送で提出される場合は、本人確認書類の写しを同封してください。	
区 分	本人確認書類		
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード） *写しを添付する場合は、表面及び裏面の写しが必要です。		
マイナンバーカードをお持ちでない方	① 番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人のマイナンバーを確認できる書類</li> <li>住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）</li> <li>通知カード（※1）</li> </ul> などのうち、いずれか1つ	
	② 身元確認書類	+ <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証</li> <li>公的医療保険の被保険者証（※2）</li> <li>パスポート</li> <li>身体障害者手帳</li> <li>在留カード</li> </ul> などのうち、いずれか1つ	
	※1 その記載事項（氏名・住所など）が住民票と一致している場合に限り、番号確認書類として利用できます。また、個人番号通知書は、番号確認書類として利用できません。		
	※2 写しを同封する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。		

## II 『1 収入金額等』・『2 所得金額』

令和5年中の収入金額及び所得金額を、所得の種類別に計算して、申告書1面の「1 収入金額等」欄及び「2 所得金額」欄にそれぞれ記入してください。

収入金額	… 令和5年中に収入する権利の確定した金額です（令和5年中に収入すべき未収金、自家消費の商品、現物収入を含みます。）。
必要経費	… 収入を得るために要した費用（売上原価、給料賃金、事業用資産の地代、家賃、借入金の利子など）です。生活費などは含まれません。
総所得金額等の合計額	… 損失の繰越控除後の総所得金額（申告書の「合計(①～⑥+⑩+⑪) ⑫」の金額）、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等（源泉徴収口座を選択し、所得税の確定申告をしないで特別徴収で済ませることとした上場株式等に係る譲渡所得等の金額は除きます。）の金額、所得税の確定申告で申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税分を除きます。）の合計額をいいます。
合計所得金額	… 損失の繰越控除前の総所得金額等の合計額をいいます。

事業所得（営業等、農業）・不動産所得	申告書記入欄	1面 アと①、イと②、ウと③
--------------------	--------	----------------

**所得の概要**

**営業等** … 小売業、飲食店業、サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、外交員、漁業などの事業から生ずる所得のことです。

**農業** … 農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜飼育などの事業から生ずる所得のことです。

**不動産** … 地代、家賃、土地・建物の権利金などの所得のことです。

**所得金額の計算**

総収入金額から必要経費（専従者給与額、専従者控除額を含みます。）及び青色申告特別控除額を差し引きます。

※1 事業・不動産所得の内訳は、申告書2面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄に記入してください。

※2 事業専従者がある場合は、10ページの説明をお読みの上、申告書2面の「11 事業専従者に関する事項」欄に記入してください。

利子所得	申告書記入欄	1面 エと④
------	--------	--------

**所得の概要**

公社債や預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配などによる所得のことです。

※ 道府県民税利子割などが源泉分離課税されたものは申告不要ですが、国外で支払われる預金等の利子など、源泉徴収がされていないものは申告する必要があります。

申告不要ですが、国外で支払われる預金等の利子など、源泉徴収がされていないものは申告する必要があります。

**所得金額の計算**

収入金額が、そのまま所得金額になります。

配当所得	申告書記入欄	1面 オと⑤
------	--------	--------

**所得の概要**

法人から受ける剰余金の配当、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配などの所得のことです。

※1 市民税・県民税における上場株式等に係る配当所得等については、所得税で選択した①申告をしないで源泉徴収だけで納税を済ませる、②総合課税として申告して配当控除を受ける、③分離課税として申告して上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算をする、のいずれかの課税方式と同じ課税方式となります。そのため、所得税の確定申告書を提出して②又は③を選択した場合は、市民税・県民税でも②又は③を選択したことになります。

なお、②、③の場合、合計所得金額（1ページ参照）に含まれます。また、③の場合、配当控除の適用はありません。

※2 所得税において確定申告をしないことを選択された非上場株式の少額配当等についても申告する必要があります。

**所得金額の計算**

配当等の収入金額（税込）(A)	(合計)	円
負債の利子 (B)		円
配当所得の金額 (A)-(B)	(赤字のときは0円)	円

※ 負債の利子は、株式を買ったり、出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。

※ 配当所得の内訳は、申告書2面の「8 配当所得に関する事項」欄に記入してください。

給与所得	申告書記入欄	1面 カと⑥
------	--------	--------

**所得の概要**

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得のことです。

**所得金額の計算**

- ・ **所得金額調整控除に該当しない方**  
給与等の収入金額(A)を右の表の区分に当てはめて得た給与所得控除後の給与等の金額(C)が、給与所得の金額となります。
  - ・ **所得金額調整控除に該当する方**  
給与等の収入金額(A)を右の表の区分に当てはめて得た給与所得控除後の給与等の金額(C)から所得金額調整控除を差し引いた金額が、給与所得の金額となります。
- ※ 日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は、申告書2面の「6 給与所得の内訳」欄で収入金額を計算してください。

給与等の収入金額（税込）(A)	(合計)	円
(A)の金額	給与所得控除後の給与等の金額(C)	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(A) - 550,000円	円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(A) ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) (B) × 2.4 + 100,000円	円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(B) × 2.8 - 80,000円	円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	,000円 (B) (B) × 3.2 - 440,000円	円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	円
8,500,000 円 ～	(A) - 1,950,000円	円

<3ページへ続く>

**所得金額調整控除**

次の①若しくは②のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を(C)の金額から控除します。

① あなたの給与等の収入金額(税込)が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合	給与等の収入金額(税込)(A)	(D) (最高1,000万円)	円
	(D) - 850万円	(E)	円
	所得金額調整控除額 (E) × 0.1	(F) (1円未満の端数切上げ)	円
② あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合	給与所得控除後の給与等の金額(C)	(G) (最高10万円)	円
	公的年金等の雑所得の金額 (雑所得(下記)の(C)の金額)	(H) (最高10万円)	円
	所得金額調整控除額 (G) + (H) - 10万円	(I)	円
<b>給与所得の金額</b> (C) - { (F) + (I) }		(J)	円

※ ①に該当する場合のうち、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合で、その方が1面の「②~②配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄、「②扶養控除」欄又は「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に記入されていないときは、申告書2面の「15 所得金額調整控除に関する事項」欄にその方の氏名等を記入してください。

<b>雑所得</b>	申告書記入欄	1面 キと⑦、クと⑧、ケと⑨、⑩
------------	--------	------------------

**所得の概要**

他の所得に当てはまらない次の所得のことでです。

公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金 など
業務	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引やシルバー人材センターなどの副収入 など
その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金、暗号資産取引 など上記以外のもの

- ※ 以下の所得は課税されません。
- 増加恩給(併給される普通恩給を含みます。)
  - 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
  - 条例で定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
  - 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分 など

**所得金額の計算**

「公的年金等の雑所得」、「業務に係る雑所得」、「その他の雑所得」に区分して計算し、その合計額(赤字のときは0円)が所得金額となります。

◆ **公的年金等の雑所得の計算**

公的年金等の収入金額(税込)	(A) (合計)	円
申告書1面の①~⑤+⑩の合計額		円
給与所得(2・3ページ)の(C) - (F)の金額 (F)の金額がないときは(C)の金額		円
4ページ(F) + 4ページ(I)の金額	(赤字のときは0円)	円
合計額(※)	(B) (合計)	円

※ 山林所得、退職所得(分離課税分を除きます。)又は分離課税の所得がある場合は、それらの所得金額(繰越控除の適用前の金額、長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)も加算します。

● 昭和34年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)

(A)の金額	公的年金等の雑所得の金額(C)		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額(B)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
~ 1,299,999円	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円~	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

● 昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)

(A)の金額	公的年金等の雑所得の金額(C)		
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額(B)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
~ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	(A) × 0.75 - 175,000円	(A) × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	(A) × 0.85 - 585,000円	(A) × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	(A) × 0.95 - 1,355,000円	(A) × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円~	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

◆ 業務に係る雑所得の計算

業務に係る雑所得の収入金額 (税込)	(D)	(合計)	円
必要経費	(E)		円
差引金額 ( (D) - (E) )	(F)		円

◆ その他の雑所得の計算

その他の雑所得の収入金額 (税込)	(G)	(合計)	円
必要経費	(H)		円
差引金額 ( (G) - (H) )	(I)		円

※ 業務に係る雑所得とその他の雑所得の内訳は、申告書2面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に記入してください。

◆ 雑所得の計算

雑所得の金額 (C) + (F) + (I)	(赤字のときは0円)	円
------------------------	------------	---

添付書類

その他の雑所得の収入や必要経費を明らかにできる書類

総合譲渡所得・一時所得	申告書記入欄	1面 コ・サ・シと⑩
-------------	--------	------------

所得の概要

総合譲渡・・・ゴルフ会員権や船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得のことをいい、譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

短期	保有期間が5年以内の資産の譲渡
長期	保有期間が5年を超える資産の譲渡

一時・・・臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得をいいます。  
 ● 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金  
 ● 賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金

所得金額の計算

所得金額は、申告書2面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄で計算します。

- ※1 必要経費について…総合課税の譲渡所得に係る必要経費は、譲渡資産の取得費（既に事業所得などの必要経費に算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及びその資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額です。  
 一時所得に係る必要経費は、収入を得るために要した費用で、例えば、次のような金額です。  
 ア 一時金として受け取る生命保険金の場合は、実際に支払った保険料又は掛金の合計額  
 イ 建物を明け渡すために受け取る立退料の場合は、移転のために実際に支払った費用の額
- ※2 特別控除額について…特別控除額は、総合譲渡の短期、長期合わせて50万円、一時所得も50万円です。ただし、収入金額から必要経費を差し引いた残額が50万円より少ない場合は、その残額に相当する額になります。

合計(①～⑥+⑩+⑪)	申告書記入欄	1面 ⑫
-------------	--------	------

①から⑥までと⑩、⑪に記入した金額の合計額を記入してください。

Ⅲ 『4 所得から差し引かれる金額』（所得控除）

下記の各所得控除に該当する場合は、申告書1面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄に必要事項及び金額を記入してください。また、下記の【控除額】を申告書1面の「4 所得から差し引かれる金額」欄に転記してください。

社会保険料控除	申告書記入欄	1面 ⑬
---------	--------	------

控除の概要

あなたやあなたと生計を一にする（5ページ参照）配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与又は公的年金等から差し引かれたりした保険料がある場合の控除です。

健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など

申告書記入欄

社会保険の種類	支払った保険料
	(A) 円
	(B)
	(C)
合 計	(A) + (B) + (C)

**控除額**

支払った保険料及び給与又は公的年金等から差し引かれた保険料の合計額です。

**添付又は提示する書類**

国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除の適用を受ける場合には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等

※1 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共にすることをいいますが、会社員などが勤務の都合上、家族と別居し、又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①常に生活費、学資金又は療養費などを送金している場合や、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、生計を一にするものとして取り扱われます。

※2 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から差し引かれている（特別徴収）国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、あなたの口座から振り替えてその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

小規模企業共済等掛金控除	申告書記入欄	1面 ⑭
--------------	--------	------

**控除の概要**

- あなたが次の掛金を支払った場合の控除です。
- 小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除きます。）に基づく掛金
  - 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など） など

**控除額**

支払った小規模企業共済等の掛金の合計額です。

**添付又は提示する書類**

支払った掛金額の証明書

生命保険料控除	申告書記入欄	1面 ⑮
---------	--------	------

**控除の概要**

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合の控除です。

なお、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料（新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料）と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、控除額の計算方法が異なります。

**控除額**

次の計算式により求めた金額です。

一般の生命保険料

$$\left( \begin{array}{l} \text{(A) を下表の(1)に当てはめて} \\ \text{得た金額} \end{array} \right) \text{円} + \left( \begin{array}{l} \text{(B) を下表の(2)に当てはめて} \\ \text{得た金額} \end{array} \right) \text{円} = \left( \begin{array}{l} \text{一般の生命保険料の控除額} \\ \text{(限度額2万8千円)(※)} \end{array} \right) \text{円} \text{ (F)}$$

個人年金保険料

$$\left( \begin{array}{l} \text{(C) を下表の(1)に当てはめて} \\ \text{得た金額} \end{array} \right) \text{円} + \left( \begin{array}{l} \text{(D) を下表の(2)に当てはめて} \\ \text{得た金額} \end{array} \right) \text{円} = \left( \begin{array}{l} \text{個人年金保険料の控除額} \\ \text{(限度額2万8千円)(※)} \end{array} \right) \text{円} \text{ (G)}$$

介護医療保険料

$$\left( \begin{array}{l} \text{(E) を下表の(1)に当てはめて} \\ \text{得た金額} \end{array} \right) \text{円} \text{ (H)}$$

※ (B) 又は (D) に基づく控除額が2万8千円を超える場合は、(B) 又は (D) に基づく控除額のみが (F) 又は (G) の控除額となります。

生命保険料控除額

$$\left( \text{(F)} \right) \text{円} + \left( \text{(G)} \right) \text{円} + \left( \text{(H)} \right) \text{円}$$

**生命保険料控除額（限度額7万円）**

= \_\_\_\_\_ 円

**申告書記入欄**

新生命保険料の計	旧生命保険料の計
(A) 円	(B) 円
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
(C) 円	(D) 円
介護医療保険料の計	
(E) 円	

**添付又は提示する書類**

支払額などの証明書（旧生命保険料に係るもので1契約9千円以下のものを除きます。）

① 新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

② 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	控除額の計算
～ 12,000円	(A)、(C)又は(E)の金額
12,001円 ～ 32,000円	(A)、(C)又は(E)の金額×1/2+ 6,000円
32,001円 ～ 56,000円	(A)、(C)又は(E)の金額×1/4+14,000円
56,001円 ～	28,000円

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	控除額の計算
～ 15,000円	(B)又は(D)の金額
15,001円 ～ 40,000円	(B)又は(D)の金額×1/2+ 7,500円
40,001円 ～ 70,000円	(B)又は(D)の金額×1/4+17,500円
70,001円 ～	35,000円

**控除の概要**

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合の控除です。

※ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上の契約で満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど）について、あなたが支払った保険料（旧長期損害保険料）がある場合を含みます。

**申告書記入欄**

地震保険料の計 (E) 円	旧長期損害保険料の計 (F) 円
------------------	---------------------

**添付又は提示する書類**

支払額などの証明書

① 保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

② 一の損害保険契約等が、地震保険料に係る契約と旧長期損害保険料に係る契約のいずれにも該当する場合は、いずれか一の契約のみに該当するものとして計算します。  
なお、当該損害保険契約等が2以上ある場合は、市税事務所市民税係・税務室にお尋ねください。

③ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

**控除額**

保険契約の別に証明された支払保険料		保険料の金額
地震保険料のみの場合 (A)		(合計) 円
保険契約の区分	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	円
	地震保険料 (B)	円
	旧長期損害保険料 (C)	円
旧長期損害保険料のみの場合 (D)		(合計) 円
(A) + (B)		(E) 円
(C) + (D)		(F) 円
(D) の金額が 5,000円以下の場合		(G) (D) の金額 円
(D) の金額が 5,000円超の場合		(G) (D) × 0.5 + 2,500円 (限度額10,000円) 円
(E) × 0.5 + (G)		(H) 円
(F) の金額が 5,000円以下の場合		(I) (F) の金額 円
(F) の金額が 5,000円超の場合		(I) (F) × 0.5 + 2,500円 (限度額10,000円) 円
(A) × 0.5 + (I)		(J) 円
<b>地震保険料控除額</b> ( (H) と (J) のいずれか多い方の金額)		(限度額25,000円) 円

**控除の概要**

あなたが寡婦かひとり親である場合の控除です。

**申告書記入欄**

⑭ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑯ <input type="checkbox"/> ひとり親控除
--	-----------------------------------

寡婦である場合には、寡婦控除欄の死別、離婚、生死不明、未帰還のうち該当する□に✓をしてください。

※1 生計を一にする（5ページ参照）子のうち、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。

※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている方をいいます。あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。

※3 令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が48万円以下の方に限ります。なお、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。

**控除額**

区分（要件等）	控除額
現に婚姻をしていない方や配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が500万円以下であること ② 令和5年中の総所得金額等の合計額（1ページ参照）が48万円以下の生計を一にする子（※1）があること ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（※2）がいないこと	<b>30万円</b>
上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ① 令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること ・ 夫と死別した後、再婚していない方又は夫が生死不明などの方 ・ 夫と離婚した後、再婚していない方で、扶養親族（※3）がある方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方（※2）がいないこと	<b>26万円</b>

勤労学生控除	申告書記入欄	1面 ⑱
--------	--------	------

控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除です。

※ 令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が75万円を超える方や勤労によらない所得が10万円を超える方は、この控除を受けることができません。

控除額

26万円です。

※ 障害者控除額もある方は、合計額を記入します。

申告書記入欄

⑱  勤労学生控除  
(学校名)

勤労学生控除の□に✓をし、学校名を記入してください。

添付又は提示する書類

専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書

障害者控除	申告書記入欄	1面 ㉔
-------	--------	------

控除の概要

あなたや同一生計配偶者（8ページ参照）、扶養親族（8ページ参照）が、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合にはその死亡の日）の現況において、障害者や特別障害者である場合の控除です。

障害者控除は、扶養控除（8ページ参照）の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。

申告書記入欄

フリガナ 氏名		障害の程度	身体 精神	級
フリガナ 氏名		障害の程度	身体 精神	級

控除額

区分	控除額	
	あなたが 障害者の場合	同一生計配偶者又 は扶養親族が障害 者の場合（1人に つき）
障害者 ※1	26万円	
特別障害者 ※2	30万円	
同居特別障害者 ※3		53万円

※1 障害者

- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

※2 特別障害者

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方
- 原爆被爆者援護法第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

※3 同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者又はあなたと生計を一にする（5ページ参照）親族のどなたかとの同居を常としている方（老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としてはいけません。）

配偶者控除	申告書記入欄	1面 ㉕
-------	--------	------

控除の概要

あなたに控除対象配偶者がいる場合の控除です。

※ 控除対象配偶者

あなたの令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が1,000万円以下で、かつ、令和5年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にする（5ページ参照）配偶者（事業専従者を除きます。）のうち、令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が48万円以下である方

申告書記入欄

フリガナ 氏名		生年月日	明・大 昭・平
同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	配偶者の 合計所得金額	円
個人番号	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）		

※ 控除対象配偶者と同居していない場合は、その氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を申告書2面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入してください。

控除額

配偶者の区分	あなたの令和5年中の合計所得金額		
	900万円 以下	900万円超 950万円 以下	950万円超 1,000万円 以下
一般控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (控除対象配偶者のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方))	38万円	26万円	13万円

**控除の概要**

あなたの令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が1,000万円以下で、令和5年12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にする（5ページ参照）配偶者（事業専従者を除きます。）の令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が48万円を超え、133万円以下の場合に、その所得金額に応じて受けられる控除です。

**申告書記入欄**

フリガナ氏名		生年月日	明・大昭・平				
同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	配偶者の合計所得金額		円			
個人番号					<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)		

- ※1 同一生計配偶者（下記参照）の方は、配偶者特別控除を受けることはできません。
- ※2 配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けている場合は、あなたが配偶者を対象としてこの控除を受けることはできません。

**控除額**

配偶者の令和5年中の合計所得金額	あなたの令和5年中の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
～ 48万円以下	適用なし（配偶者控除の対象）		
48万円超 ～ 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 ～ 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 ～ 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 ～ 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 ～ 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 ～ 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 ～ 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 ～ 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超 ～	0円	0円	0円

**申告書記入欄**

フリガナ氏名		生年月日	明・大昭・平				
同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	配偶者の合計所得金額		円			
個人番号					<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)		

あなたの令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が1,000万円超で、あなたに同一生計配偶者がある場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」欄の□に✓をしてください。

- ※1 同一生計配偶者  
令和5年12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にする（5ページ参照）配偶者（事業専従者を除きます。）で、令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が48万円以下である方のことです。
- ※2 同一生計配偶者（控除対象配偶者（7ページ参照）を除きます。）と同居していない場合は、その氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を申告書2面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入してください。

**控除の概要**

あなたに控除対象扶養親族がいる場合の控除です。

**申告書記入欄**

㉕ 扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄	控除額	万円
		フリガナ氏名	生年月日	明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄	
	フリガナ氏名	生年月日	明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄		
	フリガナ氏名	生年月日	明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄		
18歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	生年月日	平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄		
	フリガナ氏名	生年月日	平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄		
	フリガナ氏名	生年月日	平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄		
	フリガナ氏名	生年月日	平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居*	続柄		

- ※ 「㉕扶養控除」欄には控除対象扶養親族の氏名等を、「18歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄には扶養親族のうち控除対象とならない平成20年1月2日以後に生まれた方（年齢が16歳未満の方）の氏名等をそれぞれ記入してください。
- また、扶養親族と同居していない場合は、その方の氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を申告書2面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入してください。

- ※1 扶養親族  
令和5年12月31日（年の中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にする（5ページ参照）配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）などで、令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が48万円以下である方（事業専従者を除きます。）
- ※2 控除対象扶養親族  
扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）。16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。  
なお、扶養親族が国外居住親族である場合には、次のいずれかに該当する方に限り、控除対象扶養親族に該当します。
  - 平成6年1月2日から平成20年1月1日の間に生まれた方（年齢が16歳以上30歳未満の方）
  - 昭和29年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）
  - 年齢が30歳以上70歳未満で留学により国内に住居及び住所を有しなくなった方
  - 年齢が30歳以上70歳未満で障害者である方
  - 年齢が30歳以上70歳未満であたから令和5年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方



<8ページからの続き>

- ※3 特定扶養親族  
控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）
- ※4 老人扶養親族  
控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）
- ※5 同居老親等  
老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、あなたや配偶者との同居を常としている方

控除額		控除額
区 分		控除額
特定扶養親族 <sup>※3</sup>		45万円
老人扶養親族 <sup>※4</sup>	同居老親等 <sup>※5</sup>	45万円
	同居老親等以外	38万円
その他の控除対象扶養親族		33万円

基礎控除	申告書記入欄	1面 ㉔
------	--------	------

控除の概要

あなたの令和5年中の合計所得金額（1ページ参照）が2,500万円以下の場合に、その所得金額に応じて受けられる控除です。

控除額

令和5年中の合計所得金額	控除額
～ 2,400万円以下	43万円
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	15万円
2,500万円超 ～	0円（適用なし）

<ご注意を！>

令和2年度までは、あなたの前年の合計所得金額にかかわらず、基礎控除の適用を受けられましたが、令和3年度以降は、あなたの前年の合計所得金額に応じて控除額が変わります。また、あなたの前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用は受けられません。なお、この基礎控除の適用を受けられない方は、市民税・県民税の調整控除（12ページ参照）の適用も受けられません。

⑬から⑭までの計	申告書記入欄	1面 ㉕
----------	--------	------

⑬から⑭までに記入した金額の合計額を記入してください。

雑損控除	申告書記入欄	1面 ㉖
------	--------	------

控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除です。

- あなたや、令和5年中の総所得金額等の合計額（1ページ参照）が48万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする（5ページ参照）方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合

申告書記入欄

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
(A) 円	(B) 円	(F) 円

控除額

損害金額 (A)	円
保険金などで補填される金額 (B)	円
差引損失額 (A) - (B) = (C)	円 (赤字のときは0円)
総所得金額等の合計額（1ページ参照） × 0.1 = (D)	円 (赤字のときは0円)
(C) - (D) = (E)	円 (赤字のときは0円)
(C)のうち、災害関連支出の金額 (F)	円 (赤字のときは0円)
(F) - 50,000円 = (G)	円 (赤字のときは0円)
雑損控除額 (E)と(G)のいずれか多い方の金額	円

※1 差引損失額

(A) - (B) の金額です。

※2 災害関連支出

損失の金額のうち災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。

添付又は提示する書類

災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書

医療費控除	申告書記入欄	1面 ㉗
-------	--------	------

**控除の概要**

あなたやあなたと生計を一にする（5ページ参照）配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った医療費（医師等による診療費用等）が、一定の金額以上ある場合の控除（通常の医療費控除、限度額200万円）と、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、処方箋が必要な薬の成分を転用して製造した市販薬（スイッチOTC医薬品）などの令和5年中の購入費が1万2千円を超える場合のセルフメディケーション税制による控除（医療費控除の特例、限度額8万8千円）があり、この控除は選択適用です。

**申告書記入欄**

支払った医療費等	円	保険金などで補填される金額	円
(A)		(B)	

- ※1 保険金などで補填される金額  
生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払いを受ける医療保険金や入院費給付金などは社会保険や共済に関する法律等の規定に基づき、医療費の支払いの事由を給付原因として支給を受ける療養費や出産育児一時金、高額療養費などをいいます。
- ※2 セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用する場合は、申告書1面の「4 所得から差し引かれる金額」欄の㉗の区分欄に「1」と記入してください。

**控除額**

● 通常の医療費控除を適用する場合

支払った医療費 (A)	円
保険金などで補填される金額 (B)	円
差引金額 (A) - (B) = (C)	円 <small>(赤字のときは0円)</small>
総所得金額等の合計額（1ページ参照） × 0.05 = (D)	円 <small>(赤字のときは0円)</small>
(D)と10万円のいずれか少ない方の金額 (E)	円
医療費控除額 (C) - (E)	円 <small>(限度額200万円)</small>

● 医療費控除の特例を適用する場合

支払った金額 (A)	円
保険金などで補填される金額 (B)	円
差引金額 (A) - (B) = (C)	円 <small>(赤字のときは0円)</small>
医療費控除額 (C) - 12,000円	円 <small>(限度額8万8千円)</small>

**添付又は提示する書類**

医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書（様式については、15ページ又は16ページの明細書を利用してください。）

合計 (㉕+㉖+㉗)	申告書記入欄	1面 ㉘
------------	--------	------

㉕から㉗までに記入した金額の合計額を記入してください。

(注) 所得控除を受ける際に添付又は提示することとなる証明書は、給与所得者が、すでに年末調整の際に給与所得から控除を受けるために提出している場合は、添付又は提示の必要はありません。

**Ⅳ 『5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法』**

給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得（不動産所得、営業所得など）に対する市民税・県民税については、徴収方法を選択することができます。

給与から差し引くことを希望する場合は、「給与から差引き（特別徴収）」の□に✓を、また、給与から差し引かないで、別にお送りする納付書又は口座振替によって納めることを希望する場合は、「自分で納付（普通徴収）」の□に✓をしてください。

※ 給与所得及び令和6年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する市民税・県民税については、それぞれ給与又は公的年金等から差引き（特別徴収）されます。

**Ⅴ 『11 事業専従者に関する事項』**

青色事業専従者や白色事業専従者がある場合は、その方の氏名や給与額又は控除額などを記入してください。

※ **事業専従者**

あなたと生計を一にする（5ページ参照）配偶者や15歳以上のその他の親族で、あなたの経営する事業に令和5年中6か月を超える期間、専ら従事した方のことです。

控除金額は、所得税において青色申告の承認を受けている場合は、青色事業専従者に支給した給与の金額です。白色申告の場合は、次の①と②のいずれか少ない方の金額です。

- ① 配偶者 …… 86万円（その他の親族 …… 1人につき50万円）
- ② （事業専従者控除額を差し引く前の不動産所得、事業所得又は山林所得金額） ÷ （事業専従者の数 + 1）

## VI 『12 別居の扶養親族等に関する事項』

別居の扶養親族等が国外居住者であって、配偶者であるとき、年齢30歳未満若しくは年齢70歳以上の扶養親族であるとき、又は年齢30歳以上70歳未満の扶養親族で次のいずれかに該当するときは、国外居住欄の該当する□に✓をしてください。

- 1 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
- 2 障害者
- 3 あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

### 添付又は提示する書類

別居の扶養親族等が国外居住者の場合は、あなたの親族であることを証する書類（親族関係書類）、あなたが生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにする書類（送金等関係書類）、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証する書類（留学ビザ等書類）、あなたが支払った生活費又は教育費の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類（38万円送金書類）のうち、該当するもの

※ 年末調整や所得税の確定申告などですでに添付又は提示をしている場合は、この申告での添付又は提示は必要ありません。

## VII 『13 事業税に関する事項』

(1) 事業税（都道府県税）には、課税される事業と課税されない事業があり、また、事業の種類により税率等が異なります。次のア及びイに該当する方は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。

ア 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業より生ずる所得がある場合

- 1 畜産業から生ずる所得（農業に付随して行うものを除きます。）
  - 2 水産業から生ずる所得（小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます。）
  - 3 薪炭製造業から生ずる所得
  - 4 あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得（両眼の視力を喪失した方又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の方が行う場合は事業税が課されませんので、次に掲げる非課税所得の「10」を記入してください。）
  - 5 装蹄師業から生ずる所得
- イ 次に掲げる非課税所得がある場合
- 6 林業から生ずる所得
  - 7 鉱物掘採事業から生ずる所得
  - 8 社会保険診療報酬等に係る所得
  - 9 外国での事業に係る所得（外国に有する事務所等で生じた所得）
  - 10 地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得

(2) 他都道府県の事務所等の有無

事業税では、事務所等が所在する都道府県により課税され、複数の都道府県に事務所等がある場合には、所得金額をその事務所等の従業者数であん分した額で課税されます。他の都道府県に事務所又は事業所がある場合には、「他都道府県の事務所等」欄の□に✓をしてください。

事業税について、ご不明な点がございましたら、広島県の管轄県税事務所にお尋ねください。

## VIII 『14 寄附金に関する事項』

地方公共団体への寄附金、広島県共同募金会若しくは日本赤十字社広島県支部への寄附金又は広島県若しくは広島市の条例で指定された寄附金を支出し、寄附金税額控除を受けようとする場合は、申告書の各欄に、それぞれ支出した寄附金額を記入してください。

- (1) 都道府県・市区町村分（特例控除対象） …………… 特例控除の対象となる都道府県又は市区町村に寄附金を支出した場合、その寄附先と金額。複数の団体へ寄附金を支出した場合は、その合計額※1  
(ふるさと納税など)
- (2) 広島県共同募金会分、日本赤十字社広島県支部分、 …… 広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部又は特例  
都道府県・市区町村分（特例控除対象以外 ※2） 控除の対象とならない都道府県若しくは市区町村に寄附金を支出した場合、その寄附先と金額
- (3) 条例指定分 …………… 広島県又は広島市の条例で指定された寄附金を支出した場合、その寄附先と金額

※1 ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方がこの申告書を提出する場合には、特例申請分も含め、全ての寄附金を申告する必要があります。

※2 特例控除の対象となる都道府県又は市区町村は、令和元年6月1日以後、一定の基準に基づき総務大臣により指定された都道府県又は市区町村に対する寄附金に限定されることとなりました。特例控除の対象となるか否かについては、総務省ホームページをご確認していただくか、市税事務所市民税係・税務室へお尋ねください。

### 添付又は提示する書類

寄附金を受領した年月日・金額等を証する書類（受領証等）

# ○あなたに課税される税額の計算（令和6年度分）

あなたの市民税・県民税・森林環境税は次の計算式によって求められます。

1 所得金額（総所得金額） \_\_\_\_\_ <申告書1面②の金額> \_\_\_\_\_ → **A** \_\_\_\_\_ 円

2 所得から差し引かれる金額（所得控除額） \_\_\_\_\_ <申告書1面②の金額> \_\_\_\_\_ → **B** \_\_\_\_\_ 円

3 課税される所得金額（課税総所得金額）  
（総所得金額）                      （所得控除額）  
**A** 円 - **B** 円 = \_\_\_\_\_ 円 → **C** \_\_\_\_\_ 円  
（1,000円未満の端数金額は切り捨てます。）

4 所得割額（調整控除前）  
（課税総所得金額）                      （税率）  
 ・市民税 **C** 円 × 8% = **市民税 D** \_\_\_\_\_ 円  
 ・県民税 **C** 円 × 2% = **県民税 E** \_\_\_\_\_ 円

5 所得割額（調整控除後） ※ 納税者本人の令和5年中の合計所得金額が2,500万円超の場合、調整控除の適用はありません。  
（調整控除額）  
 ・市民税 **D** 円 - **F** 円 = **市民税 H** \_\_\_\_\_ 円  
 ・県民税 **E** 円 - **G** 円 = **県民税 I** \_\_\_\_\_ 円

調整控除額の算出方法	◎ 課税総所得金額（Cの金額）が200万円以下の方	◎ 課税総所得金額（Cの金額）が200万円超の方
	・市民税調整控除額 （次の①、②のいずれか小さい額）×4% = <b>F</b> _____ 円 ・県民税調整控除額 （次の①、②のいずれか小さい額）×1% = <b>G</b> _____ 円 ① 下表の「人的控除の差額一覧」の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 課税総所得金額（Cの金額）	・市民税調整控除額 （次の①-②の金額）※×4% = <b>F</b> _____ 円 ・県民税調整控除額 （次の①-②の金額）※×1% = <b>G</b> _____ 円 ① 下表の「人的控除の差額一覧」の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ② 課税総所得金額（Cの金額）から200万円を差し引いた金額 ※ ①-②の金額が5万円を下回る場合は5万円

## ◎人的控除の差額一覧

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	勤労学生控除	1万円		納税者本人の令和5年中の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	扶養控除	特 定 18万円 老人 10万円 同居老親等 13万円 その他 5万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	1万円			配偶者特別控除	老 人	10万円	6万円	3万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円				48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
					令和5年中 の合計 所得金額 50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

6 所得割額（その他の税額控除後）  
 次の(1)~(4)の控除の適用がある場合は、各控除額を5の所得割額（調整控除後）から控除します。  
（(1)~(4)の控除額の合計）  
 ・市民税 **H** 円 - **J** 円 = **市民税 L** \_\_\_\_\_ 円  
 ・県民税 **I** 円 - **K** 円 = **県民税 M** \_\_\_\_\_ 円

## (1) 寄附金税額控除

下表の左欄に掲げる寄附金を支出した場合は、寄附金税額控除の適用があります。

寄附金(※1)	寄附金税額控除額の算出方法
①都道府県又は市区町村（特例控除対象）に対する寄附金	・市民税控除額（次の(ア)、(イ)の合計額） (ア) (左欄①~③の寄附金の合計額 - 2千円) × 8% (※2) (イ) {(左欄①の寄附金の合計額 - 2千円) × (右表の割合)} × 4/5 (※3) = _____ 円
②広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部又は都道府県・市区町村（特例控除対象以外）に対する寄附金	・県民税控除額（次の(ウ)、(エ)の合計額） (ウ) (左欄①~③の寄附金の合計額 - 2千円) × 2% (※4) (エ) {(左欄①の寄附金の合計額 - 2千円) × (右表の割合)} × 1/5 (※5) = _____ 円
③広島県又は広島市が条例で指定した寄附金	

- ※1 寄附金のうち、寄附金税額控除の適用限度額は、Aの金額の30%です。
- ※2 ③の寄附金は、広島市が条例で指定した寄附金に限ります。
- ※3 (イ)の金額の適用限度額は、Hの金額の20%です。
- ※4 ③の寄附金は、広島県が条例で指定した寄附金に限ります。
- ※5 (エ)の金額の適用限度額は、Iの金額の20%です。

課税総所得金額から人的控除額の差の合計額を控除した額	割合
0円未満	90 %
0円以上 195万円以下	84.895 %
195万円超 330万円以下	79.79 %
330万円超 695万円以下	69.58 %
695万円超 900万円以下	66.517 %
900万円超 1,800万円以下	56.307 %
1,800万円超 4,000万円以下	49.16 %
4,000万円超	44.055 %

(2) 配当控除

配当所得がある場合は、配当控除の適用があります。(申告分離課税を選択した場合は、適用がありません。)

- ・ 市民税控除額 (配当所得) × (下表に当てはめて得た率) = 円
- ・ 県民税控除額 (配当所得) × (下表に当てはめて得た率) = 円

種類	課税総所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

(3) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

所得税で住宅ローン控除の適用を受けており、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった方のうち、平成26年以降に入居した人が対象となります。

- 【算出方法】
- ・ 市民税控除額 (次の①、②のいずれか小さい額) × 4/5 = 円
  - ・ 県民税控除額 (次の①、②のいずれか小さい額) × 1/5 = 円

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ② 下表により算出した控除額

区分		控除額
居住開始年月日が平成26年3月31日まで		所得税の課税総所得金額等の額の5% (上限額97,500円)
居住開始年月日が 平成26年4月1日～令和3年12月31日	下記の区分以外	所得税の課税総所得金額等の額の7% (上限額136,500円)
	特定取得、特別特定取得、特例取得、 特別特例取得及び特例特別特例取得※1	
居住開始年月日が令和4年1月1日～令和7年12月31日		所得税の課税総所得金額等の額の5% (上限額97,500円) ※2

- ※1 「特定取得」とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の消費税額等である場合における住宅の取得等をいいます。  
「特別特定取得」とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の消費税額等である場合における住宅の取得等をいいます。  
「特例取得」、「特別特例取得」及び「特例特別特例取得」とは、特別特定取得のうち、一定の要件に該当する住宅の取得等をいいます。
- ※2 令和4年中に入居した方のうち、特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の額の7% (上限額136,500円) となります。

(4) 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

上場株式等に係る配当割額又は株式等譲渡所得割額がある場合は、配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除の適用があります。

- ・ 市民税控除額 (配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額) × 3/5 = 円
- ・ 県民税控除額 (配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額) × 2/5 = 円

7 均等割額 市民税 N 3,000円 県民税 O 1,500円

8 年税額 県民税には「ひろしまの森づくり県民税」(500円)が含まれています。

- ・ 市民税 L' 円 + N 円 = 市民税 P 円
  - ・ 県民税 M' 円 + O 円 = 県民税 Q 円
- (L及びMの金額の100円未満の端数金額を切り捨てます。)

- ・ 森林環境税 R 1,000円 森林整備などに充てるため、令和6年度から、国税である森林環境税(1,000円)が均等割とあわせて徴収されます。

P+Q+R 円

(注) 次に該当する方は、上記の計算方法にかかわらず、市民税・県民税・森林環境税が非課税となります。

- 令和6年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下の方
- 令和5年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方  
35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 1) + 10万円 + 21万円  
(同一生計配偶者及び扶養親族がいずれもない方には、21万円の加算はありません。)

【計算例】 課税総所得金額 2,117,000円(C)、配偶者控除(一般)の適用あり、上記(1)~(4)の税額控除なしの場合

4 所得割額(調整控除前)

- ・ 市民税 2,117,000円 × 8% = 169,360円(D)
- ・ 県民税 2,117,000円 × 2% = 42,340円(E)

5 所得割額(調整控除後)

- ① 50,000円(配偶者控除(一般)) + 50,000円(基礎控除) = 100,000円
- ② 2,117,000円 - 2,000,000円 = 117,000円
- ※ ① - ② < 50,000円なので、

- 市民税調整控除額 50,000円 × 4% = 2,000円(F)
- 県民税調整控除額 50,000円 × 1% = 500円(G)

- ・ 市民税 169,360円 - 2,000円 = 167,360円(H)
- ・ 県民税 42,340円 - 500円 = 41,840円(I)

6 所得割額(その他の税額控除後)・・・適用なし

7 均等割額

- ・ 市民税 3,000円(N)
- ・ 県民税 1,500円(O)

8 年税額

- ・ 市民税 167,300円 + 3,000円 = 170,300円(P)
- ・ 県民税 41,800円 + 1,500円 = 43,300円(Q)

・ 合計 170,300円(P) + 43,300円(Q) + 1,000円(R) = 214,600円

## 記入例（通常の医療費控除用）

市税 太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

申告する方（納税義務者）の氏名を記入してください。

「2 医療費（上記1以外）の明細」欄は、  
・医療を受けた方  
・病院、薬局などの支払先  
ごとに医療費を計算して記入してください。

**市税 太郎さんが受けた医療**

- ・2月18日
  - 病院 診療 6,000円
  - JR 通院費 780円
- ・5月28日
  - 病院 診療 3,400円
  - 〇〇バス 通院費 900円
  - △△薬局 医薬品 700円

**市税 花子さんが受けた医療**

- ・9月13日
  - 〇〇診療所 診療 3,300円
  - 医薬品 1,100円

### 令和5年分 医療費控除の明細書

(令和6年度分市民税・県民税医療費控除用)

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例は受けられません。

氏名 市税 太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。  
※ 医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の①～⑥が記載されたものをいいます。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうち前年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円①	円②	円③

①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称  
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)  
※ 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰した上で添付してください。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」、「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
市税 太郎	□□病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400 円	
同上	JR、〇〇バス	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,680	
同上	△△薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	700	
市税 花子	〇〇診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400	

## 記入例（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例用）

申告する方（納税義務者）の氏名を記入してください。

(1) 「取組内容」欄  
取組を行ったことを明らかにする書類を確認し、該当する取組内容の□に✓をしてください。

(2) 「発行者名」欄  
取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入してください。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに、購入金額の合計を記入してください。

【領収書の表示例】

市税 薬局

広島市中区××町××番××号

■ 領収書 ■

2023年4月1日（土）12:00

★ゼイムEX	¥1,273
頭痛薬	¥760
ハンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬	¥891
合計 4点	¥3,222
お預かり	¥3,222

★印はセルフメディケーション税制対象商品です。

領収書には控除の対象であることが記載されています。

### 令和5年分 セルフメディケーション税制の明細書

(令和6年度分市民税・県民税医療費控除の特例用)

※ この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

氏名 市税 太郎

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診査 <input type="checkbox"/> 特定健康診査 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/>
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	〇〇健康保険組合

※ 取組に要した費用(人間ドックなど)は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
市税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬	2,164 円	
□ドラッグストア	△、△△、△△×、△△△× △×△、×△×、××△	13,753	

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入してください。

# 令和5年分 医療費控除の明細書

通常の医療費控除用

(令和6年度分市民税・県民税医療費控除用)

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例は受けられません。

氏名 \_\_\_\_\_

## 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※ 医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の①~⑥が記載されたものをいいます。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうち前年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円⑦	円⑧	円⑨

①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称  
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

※ 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰した上で添付してください。

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」、「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			⑦	⑨

医療費の合計	A	(⑦+⑧)	円	B	(⑦+⑨)	円
--------	---	-------	---	---	-------	---

## 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円	A	申告書1面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑦医療費控除」の欄に転記します。
保険金などで補填される金額			B	
差引金額(A-B)	(マイナスのときは0円)		C	申告書1面の「2 所得金額」の「合計(①~⑥+⑩+⑪)⑫」の金額を転記します。 (注)次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得(分離課税分を除きます。)及び山林所得がある場合は、その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合は、その所得金額(特別控除前の金額)
所得金額の合計額			D	
D×0.05	(赤字のときは0円)		E	
Eと10万円のいずれか少ない方の金額			F	申告書1面の「4 所得から差し引かれる金額」の「医療費控除⑧」の欄に転記します。
医療費控除額(C-F)	(限度額200万円、赤字のときは0円)		G	

